

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 21 年度

条 例 名	神奈川県県行造林条例		
条 例 番 号	昭和 11 年神奈川県条例第 4 号	法 規 集	第 9 編第 5 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部森林課		
条 例 の 概 要	治水、国土保安及び森林資源の培養保続の目的で、県が土地所有者と収益分収の方法により私有林等に造林を行うことに関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	昭和 33 年に「分収林特別措置法」が施行され、収益分収の方法による造林についての根拠が得られたこと、また、現在進めている水源の森林づくり事業では同法を根拠に分収契約を行っていることから、条例の必要性は低い。	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 43 年以降新規の契約はない。 ・現時点で契約期間が満了していない契約がある。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	本条例に基づく分収契約が現在でも残っており、それらの契約については本条例の有効性があるが、現在進めている水源の森林づくり事業では昭和 33 年に施行された「分収林特別措置法」を根拠に分収契約を行っており、条例の有効性は低い。	
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	現在進めている水源の森林づくり事業では「分収林特別措置法」を根拠に分収契約を行っていることから、条例の効率性は低い。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	現在進めている水源の森林づくり事業では「分収林特別措置法」を根拠に分収契約を行っていることから、条例の基本方針適合性は低い。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	本条例は憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他	制定年次が古い条例であるため、表記が現代的でない。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	昭和 43 年以降新規の契約はなく、分収林特別措置法により目的を達成できることから、廃止を検討する。	本条例を廃止する場合には、本条例に基づいて締結した契約に関する経過措置を講ずる必要がある。
次回見直し予定	— 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>